

5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期は5月1日から同月31日までとなっています。

なお、自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。

（1）申告

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合や申告事項（住所、定置場など）に異動がある場合には、申告が必要です。

ア 申告期限

（ア）取得した場合又は申告事項に異動のあった場合は…15日以内

（イ）廃車、譲渡した場合は…30日以内

イ 申告手続

（ア）原動機付自転車、小型特殊自動車

申告先は、納税課、長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターです。

申告の際には届出者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

必要書類 申告区分		販売 証明書	譲 渡 証明 書	廃 車 証明 書	標 識 交 付 証明 書	標 識	備 考
標 識 の 交 付	新車（中古車）購入	○					
	名義変更（市内から譲受）		○	△			廃車済みの場合
	名義変更（市外から譲受）		○	○			廃車済みの場合
			○		△	○	未廃車の場合
	住所異動（市外から転入）			○			廃車済みの場合
					△	○	未廃車の場合
	標識再交付				△	△	弁償金 150 円
	ご当地ナンバープレート交換				△	○	弁償金 150 円
標 識 の 返 還	特定原付ナンバープレート交換				△	○	
	再登録			○			
	廃車 名義変更（市外へ譲渡） 住所異動（市外へ転出）				△	○	
そ の 他	名義変更（市内から譲受）		○		△		未廃車の場合
	証明書再交付・住所氏名変更				△		
	定置場の変更				△		※定置場を証する書類が必要
	排気量変更				△	○	
	ミニカー構造変更				△	○	※輪距の写真が必要
	車台番号の訂正				△		※正しい車台番号を確認できる書類が必要

(イ) 軽二輪車、二輪の小型自動車

申告先は、神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所
住所 平塚市東豊田 369-10 電話 050-5540-2038

(ウ) 三輪及び四輪の軽自動車

申告先は、軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所
住所 平塚市東豊田 369-13 電話 050-3816-3119

(2) 税率

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車

車種区分				税率 (年税額)
原動機付自転車	第一種	排気量	定格出力	
		50cc 以下	0.6kW 以下	
		125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下		
	第二種乙	50cc 超 90cc 以下	0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	第二種甲	90cc 超 125cc 以下	0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー			3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用			2,400 円
	その他（フォークリフト等）			5,900 円
軽二輪車（側車付含む）		125cc 超 250cc 以下		3,600 円
二輪の小型自動車		250cc 超		6,000 円

イ 軽二輪車、二輪の小型自動車

車種区分		税率（年税額）
軽二輪車（側車付含む）	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

ウ 三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率（年税額）		
			初度検査が平成 27 年 3 月 31 日以前 の車両	初度検査が平成 27 年 4 月 1 日以後 の車両	初度検査後 13 年経過し た車両 (重課税)
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例（軽課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、最初の新規検査（初度検査）を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、令和7年度分の軽自動車税（種別割）はグリーン化特例（軽課）が適用されます。

（ア）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合）

（イ）令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

（ウ）令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）

平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分			税率（年税額）		
			（ア） 75%軽減後 の税率	（イ） 50%軽減後 の税率	（ウ） 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨物用	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

ご質問にお答えします



盗難にあったバイクの税金は・・・？

私は、昨年原付バイクを盗まれましたが、そのままにしておいたところ、今年の5月に軽自動車税の納税通知書が送られてきました。この場合、どうすればよいのでしょうか。

盗難にあった場合には、警察に盗難届を出していただくとともに、廃車の手続が必要になります。
4月1日（賦課期日）までに廃車の手続をされていないため、あなたに税金が課されることになり、今年度届いた納税通知書に付帯している納付書で納めていただくことになります。
廃車手続後にバイクが見つかり、ナンバープレートが付いていれば返却してください。引き続きバイクを使用する場合は新しいナンバープレートを交付しますので再度登録手続を行ってください。



年度の途中でバイクを廃車したら・・・？

年度の途中でバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、年度途中（4月2日から翌年3月31日までの間）に廃車しても、その年度の税金は、納めていただくことになります。
また、月割課税制度がないので、払い戻しはありません。



バイクを譲渡した場合は・・・？

今年の4月20日頃に、バイクを中古業者に売りましたが、5月に自分のところに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を納めなくてはならないのでしょうか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からは譲り受けた方に課税されることになります。
譲渡をしたという申告をしないままですと、来年度以降もあなたに課税されることになりますので、必ず申告してください。